

別表第2(第4条関係)

所得区分	負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
(利用者が障害児の場合) 世帯の所得割の合計額28万円未満 の市町村民税課税世帯	サービス費用の1割	4,600円
(利用者が障害者の場合) 世帯の所得割の合計額16万円未満 の市町村民税課税世帯	サービス費用の1割	9,300円
上記以外の者	サービス費用の1割	37,200円

- この表において「世帯」とは、利用決定者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし、利用決定者が障害者である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者および配偶者とする。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が地域生活支援事業を受ける日の属する年度（地域生活支援事業を受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者または本市の条例等で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯とする。
- この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定および「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部長通知)」によって計算された所得割の額をいう。なお、所得割額の算定に当たっては、住宅借入金等特別税額控除(同法附則第5条の4第5項)および寄附金税額控除(同法314条の7)による税額控除前の市町村民税所得割額により行うものとする。また、この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

4. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯については、この表中の「生活保護受給世帯」として取扱うものとする。
5. この表中の「サービス費用の1割」について、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
6. この表中の「負担上限月額」について、第4条第1項第3号に掲げる事業ごとに負担するものとする。